平成２５年（フ）第１４４号
神戸市東灘区岡本７丁目９番14号　ハイツ山本203号、従前の住所神戸市東灘区本山南町２丁目９番22号
債務者　江藤　　修
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２８１号
愛知県知多市原１丁目17番地の９　ソレアードプラーサ101
債務者　工藤　昌未
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５８号
神奈川県横須賀市若宮台４番９号
債務者　君島　淑子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第５５号
山口県下松市中市１丁目２番25号、前住所山口県下松市大字西豊井553番地　サン東和Ｂ－１Ｂ
債務者　三奈木清美
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第５６号
山口県下松市潮音町３丁目12番５号パークハイツ102号室
債務者　安田　信弘
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第５７号
山口県周南市大字大島５番地の68
債務者　石田　徳武
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第５８号
山口県周南市瀬戸見町１番10―403号
債務者　岡本　洋子
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第２０９号
和歌山市延時144番地の15
債務者　岡崎　良平
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２２５号
和歌山市野崎109番地の19
債務者　森山　美和
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２２８号
和歌山県紀の川市窪43番地20
債務者　奥田　明人
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２２９号
和歌山市塩屋１丁目１番12号　ブルーハイツ塩屋201
債務者　山本　知彦
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２３９号
和歌山市松江西２丁目５番16号
債務者　山本　ゆみ
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２５２号
和歌山市井辺125番地の５　レオパレスＩＮＢＥ・Ⅱ103号
債務者　近藤利枝子
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４８号
松江市学園南２丁目13番11号　102号、前住所松江市東出雲町錦新町７丁目４番14―205号
債務者　佐々木賢二
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９１号
松江市東朝日町151番地16　302号、前住所京都市右京区太秦堀池町30番地５
債務者　割石　祥一
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９６号
松江市古曽志町567番地380　新古曽志団地３号棟331号室
債務者　曽田　英敬
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３０６号
大阪府東大阪市森河内東２丁目７番22号
債務者　安井　洋子
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部